

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金交付要綱

平成30年 6月25日決裁
改正 令和 3年 3月 3日決裁
改正 令和 6年 3月21日決裁
改正 令和 7年 3月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者が自主的かつ主体的に行う外国人観光客の受入環境整備事業を支援し、もって本市への外国人観光客の誘致を促進するため、予算の範囲内において行う岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの施設を所有し、又は運営する者（個人事業主を含む。）若しくはこれらのもので構成された団体、グループ等であること。
 - ア 観光施設（観光旅行者の利用に供される施設のうち遊戯、観賞又は運動のための施設をいう。）
 - イ 宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）
 - ウ 飲食施設（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可を受けて営業を行う施設をいう。）
 - エ 小売業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類I一小売業をいう。）を営む店舗
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が認める施設
- (2) この要綱に定める補助金以外の補助金等（この要綱と同一の目的で、本市以外の地方公共団体から交付されるものに限る。）の交付を申請し、又は交付を受けた者でないこと。
- (3) 市税を完納していること。

2 前項第1号に規定する施設は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 本市に所在する施設であること。
- (2) 本市を訪れる外国人観光客が利用することができるものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設又はこれに類するものでないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、外国人観光客の誘致を目的として前条第1項第1号に規定する施設（施設の事務所その他外国人観光客が利用しない場所を除く。）において外国人観光客向けに実施する事業であって、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 多言語化対応 次のアからオまでのいずれかに該当する事業

- ア 外国語で表記した案内看板、プレートその他の案内表示を当該施設に整備する事業
 - イ 外国語で表記した案内パンフレットその他外国語で表記した冊子等（電子媒体によるものを除く。別表において同じ。）を作製する事業
 - ウ 外国語で表記した商品メニュー（電子媒体によるもの（商品メニューの表示から注文までを行えるシステムを用いてタブレット型情報通信端末に表示するものを除く。）を除く。別表において同じ。）を作製する事業
 - エ 外国語で表記したホームページを作製する事業
 - オ 多言語音声翻訳機器の購入及び設置を行う事業
- (2) 無料公衆無線LAN設置 外国人観光客向けに無料公衆無線LAN（不特定かつ多数の者が無料で利用することができるWi-Fi規格の無線LANをいう。以下同じ。）を新設し、又は増設する事業
- (3) クレジットカード、電子マネー決済対応 クレジットカード又は電子マネーによる決済に対応した電子決済用端末機器を導入するための事業
- 2 前項第1号に規定する外国語の表記は、日本語で表記されているものに外国語を併記すること及び外国語で表記されているものに当該外国語以外の外国語を併記することを含むものとする。
- 3 第1項第1号に掲げる事業は、既に外国語で表記されているものの増刷は含まない。
- 4 第1項第2号又は第3号に規定する補助対象事業は、同項第1号の補助対象事業と併せて実施しなければならない。ただし、既に当該補助対象事業が完了している場合はこの限りでない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に規定する補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の補助対象経費の欄に定める経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、月額で負担する維持管理費、リース料等の費用を除く。

（補助金の額及び限度額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、補助対象事業ごとに10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の補助事業を行う者に係る補助限度額は、20万円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を行う日の属する年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費に係る2者以上の見積書
- (4) 第2条第1項第1号に規定する施設の概要が確認できる書類
- (5) 営業許可証の写し（第2条第1項第1号イ又はウに規定する許可を受けている施設に限る。）
- (6) 誓約書（様式第4号）

- (7) 同意書（様式第5号）
- (8) 第3条第1項第2号に規定する補助事業にあっては、無料公衆無線LANの設置の予定箇所を示した平面図
- (9) 第3条第1項第2号又は第3号に掲げる補助対象事業にあっては、多言語化の対応状況が確認できる書類（同条第1号に掲げる補助対象事業を実施する場合を除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業を完了したときは、岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業実施報告書（様式第7号）
- (2) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業収支決算書（様式第8号）
- (3) 領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことが確認できる書類
- (4) 補助対象事業の実施箇所を示した平面図、実施前と実施後の写真、成果物その他の補助対象事業が完了したことが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年6月25日から施行する。
(岐阜市外国人観光客向け多言語化対応支援事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
 - (1) 岐阜市外国人観光客向け多言語化対応支援事業補助金交付要綱（平成27年3月31日決裁）
 - (2) 岐阜市無料公衆無線LAN設置支援事業補助金交付要綱（平成27年3月31日決裁）

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
多言語化対応	(1) 事業の企画及びデザインに要する費用 (2) 案内看板、プレートその他の案内表示の作製及び設置に要する費用（既設の案内看板、プレート等の撤去費用を除く。） (3) 案内パンフレットその他外国語で表記した冊子等の作製及び印刷に要する費用 (4) 商品メニューの作製に要する費用 (5) ホームページの作製に要する費用 (6) 多言語音声翻訳機器の購入及び設置に要する費用（付属品の購入及び設置並びに既存機器の更新に係る費用を除く。） (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用
無料公衆無線LAN設置	(1) 無線LANルーターその他必要な機器の購入及び設定に要する費用 (2) 無料公衆無線LANの設置に伴うケーブル配線工事、電気工事等に要する費用 (3) インターネット回線の開設に伴う費用 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用
クレジットカード、電子マネー決済対応	(1) 電子決済端末機器の購入及び設定に要する費用 (2) 電子決済端末機器の設置に伴うケーブル配線工事、電気工事等に要する費用 (3) インターネット回線の開設に伴う費用 (4) 電子決済機能の初期登録手数料 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

(あて先) 岐阜市長

申請者の住所

(法人の場合は、所在地)

申請者の氏名

(法人の場合は、法人名及び代表者名)

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金交付申請書

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の名称	岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 多言語化対応 <input type="checkbox"/> 無料公衆無線LAN設置 <input type="checkbox"/> クレジットカード、電子マネー決済対応
補助事業の目的 及び内容	
補助金の 交付申請金額	円
添付書類	(1) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業計画書（様式第2号） (2) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業収支予算書（様式第3号） (3) 補助対象経費に係る2者以上の見積書 (4) 要綱第2条第1項第1号に規定する施設の概要が確認できる書類 (5) 営業許可証の写し（要綱第2条第1項第1号イ又はウに規定する営業許可を受けている施設に限る。） (6) 誓約書（様式第4号） (7) 同意書（様式第5号） (8) 無料公衆無線LAN設置を実施する場合は、無料公衆無線LANの設置の予定箇所を示した平面図 (9) 要綱第3条第1項第2号又は第3号に掲げる補助対象事業のいずれかを実施する場合は、多言語化の対応状況が確認できる書類（同条第1号に掲げる補助対象事業を実施する場合を除く。） (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【担当者名及び連絡先】

○所属部署

○氏　　名

○連絡先 TEL :

E-mail :

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業計画書

施設名	
所在地	
事業実施予定期間	年月日（　）から 年月日（　）まで
事業の内容	○設置物又は作製物の仕様、規格、数量、デザイン案、設置予定場所等

様式第3号（第6条関係）

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業収支予算書

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	内容（内訳）
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	内容（内訳）
合計		

備考

- 1 金額を記載する欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記載してください。
- 2 記載欄の行が足りない場合は、適宜別紙を作成し、又はこの様式を複写し、記入してください。

様式第4号（第6条関係）

年　月　日

（あて先）岐阜市長

住所

（法人の場合は、所在地）

氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

誓約書

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	住 所

私（当法人）は、岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定による交付の申請をするに当たり、下記事項について誓約します。また、下記事項につき、貴市が警察署に照会することについて承諾します。

記

私（当法人等及び役員等）は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (4) 役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

- (5) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

備考

- 1 「役員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 法人にあっては、役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）
 - (2) 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - (3) 個人にあっては、その者及びその使用人
- 2 「法人等」とは、法人その他の団体をいう。
- 3 「暴力団員等」とは、暴力団並びに暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

同 意 書

私（当法人等）は、岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に申請の審査その他この要綱による補助の実施のために必要があるときは、私（当法人等）の市税の納付状況を確認することに同意します。

年 月 日

住所

（法人の場合は、所在地）

氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

（あて先）岐 阜 市 長

備考 「法人等」とは、法人その他の団体をいう。

様式第6号（第7条関係）

年　月　日

（あて先）岐阜市長

補助事業者の住所

（法人の場合は、所在地）

補助事業者の氏名

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業実績報告書

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指令第 号
補 助 事 業 の 名 称	岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業		
補 助 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日		
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円		
添 付 書 類	(1) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業実施報告書 (様式第7号) (2) 岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業収支決算書 (様式第8号) (3) 領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことが 確認できる書類 (4) 補助対象事業の実施箇所を示した平面図、実施前と実 施後の写真、成果物その他の補助対象事業が完了したこ とが確認できる書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

【担当者名及び連絡先】

○所属部署

○氏 名

○連絡先 T E L

E-mail

様式第7号（第7条関係）

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業実施報告書

施 設 名	
所 在 地	
事 業 完 了 日	年 月 日 ()
事 業 の 結 果	<p>○設置物又は成果物の見本、写真、仕様、規格、数量、設置場所等</p>

様式第8号（第7条関係）

岐阜市外国人観光客受入環境整備支援事業収支決算書

収入の部

(単位：円)

項目	決算額	内容（内訳）
合計		

支出の部

(単位：円)

項目	決算額	内容（内訳）
合計		

備考

- 1 金額を記載する欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記載してください。
- 2 記載欄の行が足りない場合は、適宜別紙を作成し、又はこの様式を複写し、記入してください。